関す	る明細書		- 事	美年度			()
交	換 の 年 月 日	1	平 • •	交取 奥得		與取得資産の帳簿価額を減額し、 は積立金として積み立てた金額	13	円
交	譲渡した資産の種類	2		産レ	圧	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	
換	同上の資産の取得年月日	3	昭。	のも みに	縮限	交換取得資産の価額 (II)	15	
譲				取換	度額	交換取得資産とともに 取得した交換差金の額	16	
渡	譲渡した資産の所在地	4	7	たを	の計	交換取得資産の価額に 対応する帳簿価額 (14)×(15) (15)+(16)	17	
資	譲渡した所有隣接土 地 等 の 面 積	5	i -	合得又し	算	圧 縮 限 度 額	18	
産 の	譲 帳 簿 価 額 渡 直	6	11	はた 交場 <mark>交場</mark>	圧	縮限度超過額(13) - (18)	19	
明	前の 譲渡に要した経費の額帳	7		交		與取得資産の帳簿価額を減額し、 は積立金として積み立てた金額	20	
細	簿 計 額 (6) + (7)	8		換とと	圧	交換取得資産の価額 (II)	21	
交	取得した資産の種類	9		に交換		交換 譲 渡 (8)	22	
換 取	取得した資産の所在地	10		差金	額	資産 産の した交換差金の額 帳	23	
得資金	V.19 5 15 X /L // // IL/E		円	支	の計	海 計 額 (22) + (23)	24	
産の明	取得資産の価額	11	平方メートル	した場	算	圧 縮 限 度 額 (21) - (24)	25	
細	取得した土地等の面積	12		合	圧	縮限度超過額(20) - (25)	26	

別表十三(七)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を 改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける連結法 人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人 名を「法人名」の括弧の中に記載してください。